

# しんぷう 神風だより

第5号 令和6年3月(不定期発行)

発行：白戸社会保険労務士事務所  
〒270-2214 松戸市松飛台90番地の13  
Tel:090-9752-7644 FAX:047-385-6129  
https://shirato-sr.com  
編集：代表 白戸孝行

～ 歴史は繰り返す ～

皆さま、お久しぶりです。新型コロナウイルス感染症が5類(インフルエンザ等と同類)へ移行されてから約1年が経ちますが、通勤電車内では、まだ半数の方がマスクを着用し、その他の感染症も流行している昨今です。筆者はインフルエンザ、麻疹等の感染症に罹った経験がなく、これはコロナ渦以前から車内マスク着用を徹底しているからだと個人的に納得するも、単に常菌者なだけだと周りから揶揄されている中、昨年コロナに感染いたし、やっと人並みになったと変な安堵感を覚える次第です。更には、株価4万円超、バブル期を超える高値更新に拍手をしている人達の映像が流れておりましたが、その人達が努力したからではないことは確かでしょう。バブルの教訓を回顧し、何事も、調子に乗り過ぎないことが肝要です。また、自動車、鉄鋼業等経済をリードする大企業の賃上げも空前の高レベルとなっていますが、内部留保、利益優先の考え方を改めない限り、結局は下請けにシワ寄せがいく旧態は改善されません。歴史は繰り返されます。日本経済の原動力である中小企業に焦点を当てた政策の実現に期待します。以下、当面の関連法令の改正状況です。

## 労働関連法令編

(R6・2024年4月～) 労働時間の上限規制に関する猶予措置の解除

自動車運転者(トラック、バス、タクシー)、建設業、医療従事者(医師)を対象とした適用の猶予措置が解除されます。H30・2018年公布された働き方改革関連法の改正に係る制度改正も、一通り終了です。

(R6・2024年4月～) 労働条件通知書の明示事項の改正

労働契約(更新)時、書面等により通知すべき労働条件について、以下のように変更されます。

- ・ 就業場所及び従事する業務 → (改正)就業場所及び従事する業務とその変更の範囲
- ・ 有期労働契約を更新する場合の基準  
→ (追加)更新上限の有無と内容、更新上限を新設・短縮する場合は理由を説明  
無期転換の申し込みに関する事項の明示

## 社会保険関連法令編

(R4・2024年10月～) 短時間労働者への社会保険適用の拡大(特定適用事業所:従業員51人以上)従来の常勤者の勤務時間・日数の3/4以上基準に加え、週20時間以上・賃金月額8.8万円以上等の労働者も被保険者となります。また、従業員50人以下の企業でも、労使協定・届出により、任意特定適用事業所となるのが可能です。健保・厚年は、強制加入保険です。従来、「主人の扶養の範囲内で働きます。」というパート勤務の主婦の間では、130万円の壁とか言われてきましたが、該当する事業所に勤務する方々には新たに106万円の壁ができたこととなります。他にも「壁」と呼ばれるものがいくつかありますが、上手く整理がつかない方も多いかと思しますので、一般的に呼ばれているものをまとめてみたいと思います。

- ・ 103万円の壁：給与収入に所得税がかかるライン
- ・ 106万円の壁：短時間労働者が社会保険(健康保険・厚生年金)に加入するライン(上記の通り)
- ・ 130万円の壁：配偶者の扶養から外れ、自ら社会保険料を納めるライン
- ・ 150万円(201万円)の壁：所得税の配偶者特別控除38万円が減額(ゼロ)になるライン

## 歴史に学ぶ! 「ナポレオン編」

「契約とりました～」 「完成しました～」 社員からのこんな報告、早く聞きたい、何回聞いてもいいものです。「納期に間に合いません～」 「資金足りません～」 「〇〇円の赤字～」 部下から聞きたくもないセリフです。悪い話は上司から叱責されるので、社員は出来るだけ言いたくないものですが、それが落とし穴です。前者では、少々報告が遅れてもその価値が下がることはありませんが、後者の場合、遅れば遅れるほど、状況が悪化し、取り返しのつかないような結果を招くことになります。

18世紀、フランスのコルス島に生まれ、後にフランス革命により皇帝にまで上り詰めたナポレオンは、耳障りの良い報告しかしてこない部下の現状に常に悩んでいたそうです。それで部下に対しては、「良い報告は翌朝でもよいが、悪い報告は即刻我を起こせ!」と言いつけていたそうです。

事業主・役員の皆様! 貴社の上下左右の風通しはいかかでしょうか? 落とし穴に御用心。 以上

～ 編集後記 ～

ご一読ありがとうございました。今回は、一部のファン?の声に応え、久しぶりに「歴史に学ぶ!」を掲載いたしました。更に冒頭でも若干紙面を汚しましたが、歴史(過去)に学ぶことが重要であると再認識させられる今日この頃です。労働・社会保険・成年後見に関するご質問やご相談、いつでもお受けいたします。